

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1種地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域（道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道及び県道の側端から100メートル以内の第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域を除く。）をいう。
- (2) 第2種地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域及び別表第1に掲げる地域（第1種地域に該当する地域を除く。）をいう。
- (3) 第3種地域 前2号に掲げる地域以外の地域をいう。

(風俗営業の禁止地域)

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。ただし、営業所が常態として移動するものである場合は、この限りでない。

- (1) 第1種地域
- (2) 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から、営業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の区域内の地域

| 施 設 | 地 域 | 距 離 | |
|---|-------|----------------------|---------------|
| | | 法第2条第1項第1号から第4号までの営業 | 法第2条第1項第5号の営業 |
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（第2 | 第2種地域 | 50メートル | 30メートル |
| | 第3種地域 | 70メートル | 50メートル |

| | | | |
|--|-------|--------|--------|
| 0条第2号において「児童福祉施設」という。) | | | |
| 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で患者を入院させるための施設を有するもの（第10条第1号及び第20条第2号において「病院等」という。） | 第2種地域 | 30メートル | 30メートル |
| | 第3種地域 | 50メートル | 40メートル |

（風俗営業の営業時間の延長等）

第4条 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

2 法第13条第1項第1号の習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 1月1日から同月4日まで、8月14日から同月16日まで及び12月25日から同月31日までの日 別表第2に掲げる地域

(2) 前号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める日 公安委員会規則で定める地域

3 法第2条第1項第1号から第4号までの営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第8条の営業（第6条第1項において「ぱちんこ屋等営業」という。）を除く。）につき法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

第5条 削除

（風俗営業の営業時間の制限）

第6条 ぱちんこ屋等営業は、午前6時から午前9時までの時間及び午後11時から翌日の午前零時（当該翌日が第4条第2項各号に掲げる日に該当する場合には、午前1時）までの時間においては、別表第2に掲げる地域において営んではない。

2 法第2条第1項第5号の営業は、第4条第2項第2号の公安委員会規則で定める日の午前零時から午前1時までの時間においては、別表第3に掲げる地域（同号の公安委員会規則で定める日に係る同号の公安委員会規則で定める地域を除く。）において営んではない。

（騒音及び振動の規制）

第7条 法第15条（法第31条の23及び第32条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

| 地 域 | 数 値 | | |
|-------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| | 午前 6 時後 午後 6 時前の間 | 午後 6 時から 午前 零時前の間 | 午前 零時から 午前 6 時までの間 |
| 第一種地域 | 5 0 デシベル | 4 5 デシベル | 4 0 デシベル |
| 第二種地域 | 6 0 デシベル | 5 5 デシベル | 5 0 デシベル |
| 第三種地域 | 5 5 デシベル | 5 0 デシベル | 4 5 デシベル |

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第 8 条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 風俗営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。
- (2) 営業用施設(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の旅館業の経営の許可を受けたものを除く。)に客を宿泊させないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供し、又はさせないこと。
- (4) 正当な理由なく従業者から金品を徴し、又は従業者の負担で特殊の容装をさせないこと。
- (5) 第三者が客引きをした客のあつせんを受け、又は受けさせないこと。
- (6) 営業用施設において法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(第13条において「店舗型性風俗特殊営業」という。)を営み、又は営ませないこと。
- (7) 営業中において、営業所の出入口(客が出入りするものに限る。)及び客室に出入りが困難となる施設等をし、又はさせないこと。

2 法第2条第1項第4号又は第5号の営業を営む風俗営業者は、前項の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。
- (2) 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。
- (3) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
- (4) 第三者の行為により勝敗又は商品の得失を定めないこと。
- (5) 営業所(法第2条第1項第5号の営業に係る営業所(飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むものをいう。))を兼ねて営むものに限る。))及びまあじやん屋を除く。)において客に飲酒させないこと。

(年少者の立入りの制限)

第 9 条 法第2条第1項第5号の営業を営む者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる場合は、保護者(岡山県青少年健全育成条例(昭和52年岡山県条例第29号)第2条第2号に規定する保護者をいう。)の同伴を

求めなければならない。

(法第28条第1項の条例で定める施設)

第10条 法第28条第1項(法第31条の2第2項の規定により適用する場合及び法第31条の13第1項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 病院等
- (2) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館
- (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定めるもの

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第11条 法第2条第6項第1号及び第2号の営業並びに同項第4号の営業であつて次の各号のいずれかに該当する構造を有する施設(個室に自動車の車庫が個々に接続するものに限る。)を設けて宿泊(休憩を含む。)に利用させるもの(以下「モーテル営業」という。)は、別表第2に掲げる地域においては営んではならない。

- (1) 個室に接続する車庫(2以上の側壁(カーテン、ついたて等を含む。)及び屋根を有するものに限る。以下この項において同じ。)の出入口が扉等によつて遮へいできるもの
- (2) 車庫の内部から個室に通ずる専用の人(乗客)の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの
- (3) 個室と車庫とが専用の通路によつて接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

2 法第2条第6項第3号の営業、同項第4号の営業(モーテル営業を除く。)並びに同項第5号及び第6号の営業は、第1種地域及び第3種地域においては営んではならない。

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第12条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業は、深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。)においては営んではならない。

(店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第13条 法第28条第5項第1号ロの条例で定める地域は、次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 法第2条第6項第1号の営業、同項第2号の営業及びモーテル営業 別表第2に掲げる地域
- (2) 法第2条第6項第3号の営業、同項第4号の営業(モーテル営業を除く。)、同項第5項の営業及び同項第6号の営業 第1種地域及び第3種地域

(無店舗型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第14条 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの条例で定める地域は、次の各号に掲げる法第2条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 法第2条第7項第1号の営業 別表第2に掲げる地域
- (2) 法第2条第7項第2号の営業 第1種地域及び第3種地域

(受付所営業の禁止地域)

第14条の2 法第31条の2第4項に規定する受付所営業（次条において「受付所営業」という。）は、別表第2に掲げる地域においては営んではならない。

(受付所営業の営業時間の制限)

第14条の3 受付所営業は、深夜においては営んではならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の広告制限地域)

第15条 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの条例で定める地域は、第1種地域及び第3種地域とする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第16条 法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（次条において「店舗型電話異性紹介営業」という。）は、第1種地域及び第3種地域においては営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第17条 店舗型電話異性紹介営業は、深夜において営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の広告制限地域)

第18条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの条例で定める地域は、第1種地域及び第3種地域とする。

(無店舗型電話異性紹介営業の広告制限区域)

第19条 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号ロの条例で定める地域は、第1種地域及び第3種地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容される地域)

第20条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

- (1) 別表第3に掲げる地域
- (2) 次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものとして決定した土地を含む。）から営業所がある同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める距離の区域外の地域

| 施 設 | 地 域 | 距 離 |
|----------------------------------|-------|--------|
| 児童福祉施設で深夜において児童を滞在させるための施設を有するもの | 第2種地域 | 50メートル |
| | 第3種地域 | 70メートル |
| 病院等 | 第2種地域 | 30メートル |
| | 第3種地域 | 50メートル |

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第21条 特定遊興飲食店営業は、午前5時から午前6時までの時間においては、別表第2に掲げる地域において営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第22条 特定遊興飲食店営業者は、深夜における営業について第8条第1項第5号に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 第8条第1項(第5号を除く。)の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第23条 法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業は、第1種地域においては、深夜において営んではならない。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第24条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

別表第1 (第2条関係)

真庭市湯原温泉、下湯原及び豊栄
美作市湯郷及び中山
苫田郡鏡野町奥津及び奥津川西

別表第2 (第4条、第6条、第11条、第13条、第14条、第14条の2、第21条関係)

岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市 御津郡、赤磐郡、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、真庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡、加賀郡

別表第3 (第4条、第6条、第20条、第24条関係)

岡山市北区表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目、幸町、田町1丁目、田町2丁目、

中央町、磨屋町、中山下1丁目、中山下2丁目、錦町、平和町、本町、柳町1丁目及び柳町2丁目

倉敷市阿知1丁目、阿知2丁目（12番から16番まで及び22番から25番までを除く。）、阿知3丁目及び川西町（16番から21番までを除く。）

倉敷市水島東常盤町、水島西常盤町、水島東栄町（6番から12番までを除く。）及び水島西栄町（7番から15番までを除く。）